

○下田メディカルセンター指定管理者運営費交付金交付要綱

平成 26 年 3 月 6 日

一部事務組合下田メディカルセンター要綱第 1 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日一部事務組合下田メディカルセンター要綱第 1 号

改正 令和 5 年 8 月 29 日一部事務組合下田メディカルセンター要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）が設置する病院事業の円滑な運営を図るために指定管理者に交付する運営費交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定める。

(交付金の額)

第 2 条 交付金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 救急医療業務に伴い組合に交付される補助金相当額
- (2) 感染症病床を有することに伴い組合に交付される補助金及び委託費相当額
- (3) 組合を構成する市町からの負担金のうち、次に掲げる金額
 - ア 診療所を有することに伴い地方交付税にて措置される相当額
 - イ 救急告示病院としての医療業務に伴い地方交付税にて措置される相当額
 - ウ 小児救急医療業務に伴い地方交付税にて措置される算定基準相当額
 - エ 不採算地区病院に該当することに伴い地方交付税にて措置される算定基準相当額に 0.5 を乗じた額
 - オ 医師等の派遣に要する経費に伴い地方交付税にて措置される相当額

(交付時期等)

第 3 条 交付金の交付時期は、その原資となる補助金等が収入された後とし、収入済額の範囲内で分割して交付することができる。

(交付予定額の通知)

第 4 条 組合管理者は、毎年度当初及び必要とする時期に、指定管理者に対し当該年度の交付予定額を通知するものとする。

(交付決定額の通知)

第 5 条 組合管理者は、交付金の額が決定したときは、指定管理者に対し当該交付決定額を通知するものとする。

(交付申請)

第 6 条 指定管理者は、前条の規定による交付決定額の通知を受けたときは、組合管理者に対し、交付申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、第 3 条の規定による交付金の分割交付を希望する場合は、事前に組合と

協議し、組合管理者に対し分割交付申請書を提出しなければならない。

(交付金の支払)

第7条 組合管理者は、指定管理者から前条の規定による交付申請書(分割交付申請書を含む。)の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは速やかに交付金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。

附 則(平成30年3月30日一部事務組合下田メディカルセンター要綱第1号)

この要綱は、交付の日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。